

（問）小中学校及び高等学校等の臨時休校への対応について

新型コロナウイルス発生による小中学校及び高等学校等の臨時休校に伴い、学校現場では様々な影響が懸念されているが、どのような課題があると把握しているのか、また、その課題に対しどのように取り組んでいくのか、併せて教育長に伺う。

（答）

新型コロナウイルスの対応につきましては、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、感染拡大を防ぐための対応を行っているところでございます。

そのため、臨時休業につきましては、県立学校は3月2日から学年末休業日の開始日、春休みまでとし、ほとんどの市町立小中学校等においても、同様に実施することが決定されたところでございます。

臨時休業に伴う課題は様々なことが考えられますが、まずは、教育課程に関することといたしましては、学習に著しい遅れが生じないように、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるとともに、各学年の課程の修了又は卒業の認定等を弾力的に行い、進級や進学等に不利益とならないよう適切に対応してまいります。

次に、学校行事である、卒業式や入学式につきましては、文部科学省から、感染防止の観点として、式典の参加人数の制限や時間の短縮などが示されており、そうした考え方を踏まえて対応しているところでございます。

また、小学校低学年の児童のうち保護者が医療従事者などでどうしても休めない場合や、障害のある幼児児童生徒で障害に対応した預かり先が見つからない場合など、自宅で過ごすことが難しい幼児児童生徒につきましては、個別に放課後児童クラブ若しくは学校で受け入れることなどを検討するよう依頼したところであり、各市町においても、趣旨を踏まえ対応していただいているところでございます。

引き続き、国や他県の状況を踏まえ、県立学校や市町教育委員会と連携を図りながら、幼児児童生徒の安心安全な環境を整えるとともに、学習面での対応についても、適切に取り組んでまいります。